

大田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月11日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第44号

大田市財務規則の一部を改正する規則

大田市財務規則（平成17年大田市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項を削り、同条第2項前段中「前項の規定により」を「納入義務者から」に、「受領」を「直接収納」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項前段中「その日のうちに」を「指定金融機関等の翌営業日までに」に改め、同項後段中「その日のうちに」を「翌営業日までに」に、「翌日」を「翌々営業日」に改め、同項を同条第2項とする。

第36条第1項中「収納報告書に添えて」、「当該収入票に」及び「添えて、」を削り、同項後段を削り、同条第2項中「収入票及び」を削る。

第41条第4項を削る。

第54条第2項中「押印」を削る。

第69条第2項中「第36条第1項の規定により送付する収入票と併せて」を削り、同条第3項中「収入票及び」を削る。

第71条第2項及び第3項を削る。

第75条第3項に次のただし書を加える。

ただし、会計管理者が指定金融機関を受取人とする小切手を振出して支払を行う場合における領収証書については、次の各号のものをもって代えることができる。

- (1) 口座振込による支払の場合は、口座振替済通知書
- (2) その他会計管理者が特に認めたもの

第78条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第 8 3 条第 2 項を削る。

第 1 4 2 条第 1 項中「前日」を「前営業日」に改め、「収納報告書、支払報告書及び」を削り、同条第 2 項を削る。

第 1 4 3 条及び第 1 4 4 条を次のように改める。

第 1 4 3 条 削除

第 1 4 4 条 削除

別表第 3 歳入整理簿の項中「、収入票」を削る。

別表第 4 納入通知書の項及び納付書の項中「収入票」を削り、同表
公金振替依頼書の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。